

第七十五号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「延面積」を「延べ面積」に改め、同条第三項中「または」を「又は」に、「延面積」を「延べ面積」に、「見とおす」を「見通す」に改め、同条第六項中「平成二十年総務省令第五十六号」の下に「。第五十五条の五の四において「特定小規模施設省令」という。」を、「平成二十二年総務省令第七号」の下に「。第五十五条の五の四において「複合型居住施設省令」という。」を加える。

第五十五条の五の四第二項第一号中「作動時間が六十秒以内」を「種別が一種」に改め、同項中第七号を第八号とし、同項第六号中「複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十二年総務省令第七号）」を「複合型居住施設省令」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 設置維持義務部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設省令第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第六十一条の二中「行い、又は行わせようとする」を「行う」に改め、同条第三号を削り、同条の次に次の七条を加える。
（代理通報事業者の責務等）

第六十一条の二の二 防火対象物に設置された自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で防火対象物から送信される信号を受けた者が現場を確認することなく行う通報（以下「代理通報」とい

う。)を業として行う者(以下「代理通報事業者」という。)は、社会的責任を自覚し、代理通報を適正に行うよう努めなければならない。

2 消防総監は、代理通報事業者に対し、代理通報を適正に行うために必要な指導及び助言をすることができる。

(代理通報事業者の認定等)

第六十一条の二の三 代理通報事業者で消防総監が定める基準(以下「代理通報事業者認定基準」という。)に適合しているものは、消防総監が定める通報の区分ごとに消防総監の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、消防総監が定めるところにより消防総監に申請しなければならない。

3 消防総監は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該申請に係る代理通報事業者が、代理通報事業者認定基準に適合しているかどうかについて審査及び検査を行い、当該代理通報事業者が代理通報事業者認定基準に適合していると認めるときは、当該代理通報事業者を東京消防庁認定通報事業者として認定するものとする。

4 消防総監は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、消防総監が定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 消防総監は、第三項の規定により認定をした場合においては、消防総監が定めるところにより、その旨を公表するものとする。

6 消防総監は、代理通報事業者認定基準を公表するものとする。

(東京消防庁認定通報事業者の遵守事項)

第六十一条の二の四 前条第三項の規定による認定を受けた代理通報事業者(以下「東京消防庁認定通報事業者」という。)

は、代理通報の業務の適正な履行のために、消防総監が定める事項を遵守しなければならない。

(認定の失効)

第六十一条の二の五 東京消防庁認定通報事業者が、当該認定を受けてから三年が経過したときは、当該認定は、その効力を失う。

(変更の届出)

第六十一条の二の六 東京消防庁認定通報事業者は、第六十一条の二の三第二項の規定による申請に係る事項について変更があつたときは、速やかにその旨を消防総監が定めるところにより消防総監に届け出なければならない。当該認定に係る代理通報の業務を廃止したときも同様とする。

(認定の取消し)

第六十一条の二の七 消防総監は、東京消防庁認定通報事業者について、消防総監が定める基準に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

2 消防総監は、前項の規定による取消しをしたときは、消防総監が定めるところにより、その旨を当該取消しを受けた代理通報事業者に通知しなければならない。

3 消防総監は、第一項の規定により認定を取り消した場合においては、消防総監が定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(報告等及び調査)

第六十一条の二の八 消防総監は、東京消防庁認定通報事業者に対し、その代理通報の業務の適正な履行を確保するために必要な限度において、業務内容に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の場合において、消防総監が特に必要と認めるときは、消防職員をして、事業所、事務所その他事業に係る場所（次項において「事業所等」という。）に立ち入り、業務内容に関し調査を行わせることができる。

3 消防職員は、前項の規定により事業所等に立ち入るときは、消防総監が定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四十一条及び第五十五条の五の四の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の火災予防条例第六十一条の二の三に規定する代理通報事業者の認定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前に行っても行うことができる。

（承認の失効）

3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の火災予防条例第六十一条の二第三号に規定する通報の承認を得ている者の当該承認は、施行日の前日限り、その効力を失うものとする。

（提案理由）

住宅等に係る防火安全対策を推進するため、自動火災報知設備等と連動して行う通報等に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。